

随 意 契 約 の 理 由

本工事は、門真運転免許試験場の外壁タイルが剥落したことを受け、本館及び別館の外壁タイル浮き部改修工事を行うものです。

令和元年9月13日に門真運転免許試験場本館東側の外壁タイル(11 m²程度)が前触れ無く剥落したため、本館及び別館の外壁の全面打診調査をおこなったところ、タイルの浮きが多数確認された。今後いつタイルが剥落するか分からない状態であり、緊急に改修しなければ運転免許証更新等で来庁する一般利用者に対し著しく危険が生じ、試験場の業務にも多大な支障を及ぼす恐れがあります。

本来ならば、一般競争入札を実施すべきところですが、公告の期間等短縮してもなお急務を要する一刻の猶予も無い状況にあるため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号により随意契約を行うものです。

なお見積依頼業者の選定については、過去に大阪府警察本部が発注する工事を受注した実績を持ち、かつ工事管理が適正であり工期内での完成が見込める業者としました。

10 者の参加業者で見積合せを行い、その中で最低金額の見積を提示した業者と契約締結するものです。(同額の見積が複数となった場合はくじ抽選を実施し、採用者を 1 者決定することとします。)